

平成28年度

徴 収 年 表

種 別	徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額									未 済 金 額
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 留 置 費	留 置 費	給 付 引 当 金	資 産 債 権	徴 収 不 能 額	託 計	
罰 金	件 数												
	金 額												
科 料	件 数												
	金 額												
追 徴	件 数												
	金 額												
過 料	件 数												
	金 額												
没 取	件 数												
	金 額												
訴 訟 費 用	件 数	87	36	123	(177) 27	(34) 8	(1) 1				9	(212) 45	(26) 78
	金 額	16,782,717	5,644,378	22,427,095	4,514,889	1,000,850	165,937				1,732,957	7,414,633	(6,076,688) 15,012,482
費 用 賠 償	件 数												
	金 額												
民 事 納 付 金	件 数												
	金 額												
合 計	件 数	87	36	123	(177) 27	(34) 8	(1) 1				9	(212) 45	(26) 78
	金 額	16,782,717	5,644,378	22,427,095	4,514,889	1,000,850	165,937				1,732,957	7,414,633	(6,076,688) 15,012,482

平成29年4月7日

最 高 検 察 庁

徴収主任 検察事務官

- 注意
- 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書し、減額は朱書して適宜の場所にその事由を付記すること。
 - 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 - 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
ただし、仮納付金の一部納付については全額納付されたものとして計上すること。
 - 民事納付金とは、民事訴訟法第303条第1項の納付金をいう。
 - 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 - 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴 収 年 表

種 別	徴 収 す べ き 金 額			徴 収 分 額								未 済 金 額	
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 場 留 置 分	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 額	託 計	計			
罰 金	件数	171	189	360	(132) 72	(116) 58	(2) 7	47		8	60	(250) 252	108
	金額	2,116,801,359	378,760,000	2,495,561,359	135,565,000	51,586,000	6,600,000	90,445,000		111,100,000	143,100,000	538,396,000	1,957,165,359
科 料	件数												
	金額												
追 徴	件数	153	42	195	(278) 4	(297) 12	(75) 2			9	15	(650) 42	153
	金額	21,540,505,122	49,518,842,682	71,059,347,804	16,028,638	4,330,858	683,700			181,765,741	47,727,589,971	47,930,398,908	23,128,948,886
過 料	件数												
	金額												
設 取	件数												
	金額												
訴 訟 費 用	件数	155	139	294	(87) 88	(76) 47	(16) 10			28		(179) 173	121
	金額	27,771,396	12,417,552	40,188,948	6,542,116	6,098,463	192,255			2,492,713		15,325,547	24,863,401
費 用 賠 償	件数												
	金額												
民 事 納 付 金	件数	1		1		(1)						(1)	1
	金額	100,000		100,000		10,000						10,000	90,000
合 計	件数	480	370	850	(497) 164	(490) 117	(93) 19	47		45	75	(1,080) 467	383
	金額	23,885,177,877	49,910,020,234	73,595,198,111	158,135,754	62,025,321	7,475,955	90,445,000		295,358,454	47,870,689,971	48,484,130,455	25,111,067,656

平成 29 年 4 月 7 日

東京高等検察庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書き、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 ただし、仮納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴 収 年 表

（東京地検管内合算）

種 別	徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額							未 済 金 額	
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 場 留 置 分	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 額	託 計			
罰 金	件数	-4			(935)	(236)	(39)	(3)			(1,213)	
	金額	1,033	19,275	20,304	7,578	11,297	15	382		29	84	19,385
科 料	件数											
	金額	-1,900,000										
追 徴	件数	4	83	87	73	13						86
	金額	36,000	747,000	783,000	657,000	117,000						774,000
過 料	件数				(633)	(72)	(36)		(41)			(782)
	金額	126	79	205	34	10	4		1	15		64
設 取	件数	-10			(584)	(14)						(598)
	金額	7,705	10,505	18,200	9,340	126	5			1,330		10,801
訴 訟 費 用	件数	-168,000										
	金額	111,473,000	207,777,000	319,082,000	195,472,000	2,101,000	155,000			15,825,000		213,553,000
費 用 賠 償	件数				(1)							(1)
	金額	1		1								1
民 事 納 付 金	件数											
	金額	2,270,000		2,270,000	30,000							30,000
合 計	件数	787	492	1,279	(839)	(52)	(10)	3		118		(901)
	金額	96,445,987	61,050,487	157,496,474	57,651,546	4,233,050	184,162			11,781,320		73,850,078
合 計	件数											
	金額											
合 計	件数	-14			(2,992)	(374)	(85)	(3)	(41)			(3,495)
	金額	9,656	30,434	40,076	17,507	11,480	27	382	1	1,492	84	30,973
合 計	件数	-2,068,000										
	金額	10,134,693,695	54,473,367,721	64,605,993,416	4,743,534,542	1,285,267,430	17,875,131	157,676,000	5,311,968	1,772,998,013	197,024,000	8,179,687,084

平成29年5月17日

東京地方 検 察 庁

徴収主任 検 察 事 務 官

訂正欄内訳

東京区検

罰金・控訴費決定(1件)11,000,000円

過料・告知不能(1件)5,000円

原決定取消・減額訂正(1件)2,000円

原決定取消・不処罰(1件)2,900円

立川支部

罰金・罰金納・減額訂正(2件)600,000円

課本不送達・減額訂正(1件)300,000円

過料・決定課本附加料変更・減額訂正(1件)30,000円

被害者死亡(1件)120,000円

原決定取消・減額訂正(1件)4,000円

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書し、減額は朱書して適宜の場所にその事由を付記すること。
- 2 現金収納欄には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
- 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。ただし、仮納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
- 4 民事納付金とは、民法第303条第1項の納付金をいう。
- 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
- 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴 収 年 表

種 別	徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額									未 済 金 額		
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 場 留 置 分	給 付 引 金 額	徴 収 不 能 額	託 計					
罰 金	件数	704	15136	15840	(1316) 5257	(468) 9788	(6) 5	(2) 174				12	20	(1792) 15254	588
	金額	459963058	2372707000	2832670058	1429228000	871196000	3002000	49856000				33340000	9462000	2396085000	438585058
料	件数	1	48	49	27	22								49	
	金額	500	9000	428900	438400	243800	194500							438400	
追 徴	件数	83	12	95	(249) 7	(49) 1	(25) 3		(43)				10	(366) 21	74
	金額	2930369084	1105144	2931474228	1842544	238000	128400		140028			145536310		147985282	2783488946
過 料	件数	279	1375	1654	(237) 1376	(12) 43							22	(249) 1442	(84) 212
	金額	16931000	51638000	68569000	51747000	1735000	5000					1520000		55007000	(5734000) 13562000
没 取	件数														
	金額														
訴 訟 費 用	件数	313	259	572	(332) 233	(35) 17	(6) 1						59	(373) 310	(113) 262
	金額	35203990	30970098	66174088	27455885	1721137	33154					6594286		35804462	(13284406) 30368626
費 用 賠 償	件数														
	金額														
民 事 納 付 金	件数														
	金額														
合 計	件数	1380	16830	18210	(2134) 6900	(564) 9869	(37) 10	(2) 174	(43)				103	(2780) 17078	(177) 1134
	金額	3442476632	2456849142	5899325774	1510618329	875084837	3168554	49856000	140028			186890598	9462000	2635320144	(19018406) 3284005830

料料欄繰越分金額の500円は前年度未済金額の誤記

平成29年4月27日

横浜地方検察庁

徴収主任 検察事務官



- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒字し、減額は赤字して適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額額の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 ただし、仮納付金の一部納付については全額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額額には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

平成 28 年度

徴 収 年 表

種 別	徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額								未 済 金 額		
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 取 納	印 紙 取 納	労 務 留 置 場 所 分	給 付 資 金 引 継 ぎ	徴 収 不 能 定 額	嘱 託	計			
罰 金	件 数	897	13,451	14,348	(641) 8,783	(564) 4,478		(3) 170			28	78	(1208) 13,537	811
	金 額	301,839,000	2,442,465,000	2,744,304,000	1,764,460,000	621,530,000		40,551,000			6,875,000	21,775,000	2,455,191,000	289,113,000
科 料	件 数	4	45	49	35	12							47	2
	金 額	36,000	405,000	441,000	315,000	108,000							423,000	18,000
追 徴	件 数	25	9	34	(89) 4	(28) 2	(1)				5		(118) 11	23
	金 額	984,366,127	15,719,030	1,000,085,157	6,716,060	264,970	3,000				94,625,000		101,609,030	898,476,127
過 料	件 数	2 1,776	2,392	4,166		(1) 89							(1) 2,463	(66) 1,703
	金 額	110,000 29,595,000	51,667,000	81,152,000	48,844,000	1,633,000	36,000				3,811,000		54,324,000	(1,170,000) 26,828,000
没 取	件 数													
	金 額													
訴 訟 費 用	件 数	422	260	682	(12) 240	(15) 14	(3) 1				73		(30) 328	(14) 354
	金 額	50,816,474	29,121,941	79,938,415	26,911,355	1,998,462	25,896				8,487,889		37,423,602	(1,661,251) 42,514,813
費 用 賠 償	件 数													
	金 額													
民 事 納 付 金	件 数													
	金 額													
合 計	件 数	2 3,124	16,157	19,279	(742) 11,131	(608) 4,595	(4) 4	(3) 170			408	78	(1357) 16,386	(80) 2,893
	金 額	110,000 1,366,652,601	2,539,377,971	3,905,920,572	1,847,246,415	625,534,432	64,896	40,551,000			113,798,889	21,775,000	2,648,970,632	(2,831,251) 1,256,949,940

補 足 説 明 ※過料繰越分欄の2件の減額は、1件は納付義務者死亡、残り1件は決定謄本不送達が判明し、裁判所において取消決定を行ったため減額訂正したもの（前年度分・さいたま地方）

平成 29 年 5 月 19 日

さいたま地方検察庁

徴収主任 検察事務官

- 注意
- 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書し、減額は朱書して適宜の場所にその事由を付記すること。
 - 現金取納欄には、現金又は証券により取納した件数及び金額を計上すること。
 - 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
ただし、仮納付金の一部納付については全額納付されたものとして計上すること。
 - 民事納付金とは、民訴法第303条第1項の納付金をいう。
 - 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 - 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴 収 年 表

種 別	徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額									未 済 金 額		
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 場 留 置 分	給 付 引 金 額	資 金 徴 収	不 能 定 額	託 計				
罰 金	件数	-1 463	8,751	9,213	(475)	(200)	(10)					(685)			
	金額	-100,000 234,562,295	1,945,419,000	2,179,881,295	6,439	2,031		219				26	48	8,763	450
科 料	件数	6	52	58	43	13		1						57	1
	金額	54,000	468,900	522,900	387,000	117,900		9,000						513,900	9,000
追 徴	件数	54	11	65	(183)	(37)	(21)						(241)	8	57
	金額	567,768,803	84,169,083	651,937,886	3	3					1	1		28,379,017	623,558,869
過 料	件数	731	1,599	2,330	(35)		(2)						(37)	1,593	(433)
	金額	22,664,000	38,876,000	61,540,000	1,429	52								112	(13,406,000)
設 取	件数		1	1	1									1	
	金額		1,200,000	1,200,000	1,200,000									1,200,000	
訴 訟 費 用	件数	266	174	440	(26)	(38)	(2)						(66)	214	(171)
	金額	32,557,435	20,764,486	53,321,921	136	13		1				64		25,372,743	226
費 用 賠 償	件数														
	金額														
民 事 納 付 金	件数														
	金額														
合 計	件数	-1 1,520	10,588	12,107	(719)	(275)	(35)						(1,029)	10,636	(604)
	金額	-100,000 857,606,533	2,090,897,469	2,948,404,002	8,051	2,112		1	220		1	203	48	2,087,735,955	(35,561,314)
													860,668,047		

平成29年 4月 3日

千葉地方 検 察 庁

徴収主任 検 察 事 務 官

徴収すべき金額欄の罰金・繰越分の「-1, -100,000,000」は、誤調定による調定取消があったため、減額訂正したものを。

- 注意
- 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書し、減額は朱書して適宜の場所にその事由を付記すること。
 - 現金収納欄には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 - 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
ただし、仮納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
 - 民事納付金とは、民事訴訟法第303条第1項の納付金をいう。
 - 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 - 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴 収 年 表

種 別	徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額								未 済 金 額	
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 場 留 置 分	給 付 引 金 額	徴 収 不 能 額	託 計			
罰 金	件 数	384	5,723	6,107	(280) 3,328	(248) 2,279		92		15	14	(538) 5,728	381
	金 額	123,917,000	1,298,128,000	1,422,045,000	788,551,000	456,074,000		23,688,000		15,625,000	9,368,000	1,303,308,000	118,739,000
料 料	件 数	1	31	32	24	7						31	1
	金 額	9,000	279,000	288,000	218,000	63,000						279,000	9,000
追 徴	件 数	13	4	17	(18) 1	(24) 1	(2)		(22)			(66) 2	15
	金 額	156,016,526	29,228,464	185,244,990	103,000	294,000	10,000		186,000	770,000		1,363,000	183,881,990
過 料	件 数	283	691	974	(29) 652	(14) 74						(43) 758	(105) 216
	金 額	7,775,000	25,210,000	32,985,000	23,932,000	2,822,000				424,000		26,878,000	(1,787,000) 6,107,000
没 取	件 数			0									
	金 額			0									
訴 訟 費 用	件 数	96	102	198	(52) 95	(35) 12						(87) 121	(33) 77
	金 額	10,312,211	10,393,859	20,708,070	9,700,103	1,432,609				1,058,205		12,190,917	(3,994,938) 8,515,153
費 用 賠 償	件 数			0									
	金 額			0									
民 事 納 付 金	件 数			0									
	金 額			0									
合 計	件 数	777	6,551	7,328	(389) 4,098	(321) 2,372	(2)	92	(22)			(734) 6,638	(138) 690
	金 額	298,029,737	1,383,239,323	1,681,269,060	832,402,103	460,485,609	10,000	23,688,000	186,000	17,877,205	9,368,000	1,344,018,917	(5,781,938) 317,252,143

平成29年

5月

11日

水戸地方検察庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は思惑し、減額は朱容して適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 ただし、仮納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償額に《 》を付し内数として計上すること。

様式第12号(規程第64条) 平成28年度 徴収 収入 年 費 額

種別	徴収すべき金額			収入			徴収金額			未済金額	
	繰越	本年度	計	日額納付	現金収入	印紙収入	労働場留分	徴収不特定	繰越		計
期金	件数	158	3,635	(208)	(243)		(1)	5	6	(450)	(1)
	金額	150,472,000	874,834,000	1,025,306,000	441,723,000	213,059,000	125,920,000	1,505,000	1,420,000	783,620,000	241,680,000
料	件数		14	12	2					14	
	金額		126,000	126,000	108,000	18,000				126,000	
徴取	件数	4	2	6	1	1				(8)	4
	金額	19,408,386	88,000	19,496,386	20,000	99,000				119,000	19,377,386
過料	件数	114	545	659	(15)	(19)		3		(34)	(50)
	金額	4,040,000	17,953,000	21,993,000	492	73	60,000	192,000		570	(218,700)
取	件数										
	金額										
取	件数										
	金額										
取	件数	17	81	98	(13)	(9)	1	2		(21)	(8)
	金額	2,395,283	8,087,208	10,482,491	7,064,250	815,624	4,115	266,000		8,149,989	(12,792,12)
費用賠償	件数										
	金額										
民事納付金	件数										
	金額										
合	件数	293	4,277	4,570	(234)	(279)	(1)	10	6	(513)	(59)
	金額	176,315,689	901,088,208	1,077,403,877	465,274,250	216,183,624	64,115	1,983,000	1,420,000	810,824,989	266,578,888

平成29年 4月 11日 宇都宮地方検察庁 徴収主任 検察事務官

- 注 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収未済額と符号しない場合には、外取として増額は照査し、減額は未済として適宜の期日にその事由を付記すること。
 2 現金収入額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を併上すること。
 3 処分金収入の件数には、全額納付(一部納付により完納された場合を含む)されたものを計上し、一部納付のものを()を付し外取として計上すること。
 4 民事納付金は、国賠法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額には、徴収停止処分がなされているものを()を付し内取として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用額面に『』を付し内取として計上すること。

平成28年度

徴 収 年 表

種 別	徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額								未 済 金 額		
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 留 置 場 留 置 分	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 額	託 計	託 計				
罰 金	件数	363	3571	3934	(463)	(248)					(711)			
	金額	125053000	734271000	859324000	2043	1553			65		10	12	3683	251
科 料	件数		19	19	15	1							19	
	金額		171000	171000	135000	9000			3				171000	
追 徴	件数	11	1	12	(80)	(6)	(2)					(88)	1	11
	金額	124008445	746150	124754595	2438150	24000	4000						2466150	122288445
過 料	件数	126	454	580	(40)	(5)						(45)	490	(33)
	金額	5136000	15186000	20322000	15018000	1661000	90000				8		17249000	(1591000)
没 取	件数													
	金額													
訴 訟 費 用	件数	42	57	99	(29)	(13)	(1)					(43)	57	(9)
	金額	4943974	6269266	11213240	5213520	1066897	1000				2		6623031	(769306)
費 用 賠 償	件数													
	金額													
民 事 納 付 金	件数													
	金額													
合 計	件数	542	4102	4644	(612)	(272)	(3)					(887)	4250	(42)
	金額	259141419	756643416	1015784835	498046670	255103897	95000		68		20	12	782221181	(2360306)
													233563654	

平成29年 4月 20日

前橋地方 検 察 庁

徴収主任 検 察 事 務 官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書き、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 ただし、仮納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民事訴訟法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴収分年表

種別	徴収すべき金額			処 分 年 表								未 済 金 額		
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 場 留 置 分	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 額	託 計	計				
罰 金	件数	270	5,360	5,630	(502) 3,923	(231) 1,329		(1) 118			9	14	(734) 5,393	237
	金額	110,558,000	1,288,389,000	1,398,947,000	917,653,000	319,066,000		64,383,000			4,530,000	4,410,000	1,310,042,000	88,905,000
科 料	件数		12	12	8	3		1					12	
	金額		108,000	108,000	72,000	27,000		9,000					108,000	
追 徴	件数	20	13	33	(35) 7	(20) 1	(6)		(21)		1		(82) 9	24
	金額	202,715,873	589,731,720	792,447,593	264,000	9,802,720	4,500		44,041,500	9,988,000			64,100,720	728,346,873
過 料	件数	98	792	890	(70) 798	(17) 40	1				2		(87) 841	(3) 49
	金額	4,278,000	32,813,000	37,091,000	32,855,000	1,698,000	50,000			35,000			34,638,000	(325,000) 2,453,000
没 取	件数													
	金額													
訴 訟 費 用	件数	127	150	277	(147) 139	(33) 13	(6)				8		(186) 160	(10) 117
	金額	13,472,562	17,676,708	31,149,270	14,934,514	2,095,512	8,000			846,680			17,884,706	(983,650) 13,264,564
費 用 賠 償	件数													
	金額													
民 事 納 付 金	件数													
	金額													
合 計	件数	515	6,327	6,842	(754) 4,875	(301) 1,386	(12) 1	(1) 119	(21)		20	14	(1,089) 6,415	(13) 427
	金額	331,024,435	1,928,718,428	2,259,742,863	965,778,514	332,689,232	62,500	64,392,000	44,041,500	15,399,680	4,410,000	1,426,773,426	(1,308,650) 832,969,437	

平成29年4月20日

静岡地方検察庁 徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は加算し、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額額の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。ただし、仮納付金の一部納付については全額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民訴法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額額には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償額に《 》を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴 収 年 表

種 別	徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額							未 済 金 額		
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 留 置 分	給 付 引 継 ぎ	徴 収 不 能 定 額	託 計			
罰 金	件数	146	1485	1631	(408) 1018	(190) 450		38		6	2	(596) 1512	119
	金額	35251000	330798000	366047000	245918000	65426000		13355000		1720000	470000	326889000	39158000
科 料	件数		6	6	6							6	
	金額		54000	54000	54000							54000	
追 徴	件数	1	3	4	1	1		(3)		1		(3) 3	1
	金額	1553373	3123074	4676447	330000	10000		56000		1553373		1949373	2727074
過 料	件数	79	295	374	(36) 315	(8) 20				7	1	(44) 343	(13) 31
	金額	3967000	7650000	11617000	8881000	663000				225000	70000	9839000	(608000) 1776000
設 取	件数												
	金額												
訴 訟 費 用	件数	33	59	92	(59) 62	(7) 4				4	1	(66) 71	(8) 21
	金額	3715503	5558270	9273773	6282058	451448				429910	85800	7249216	(840020) 2024557
費 用 賠 償	件数												
	金額												
民 事 納 付 金	件数												
	金額												
合 計	件数	259	1848	2107	(501) 1402	(205) 475		38	(3)	18	4	(709) 1935	(21) 172
	金額	44486876	347181344	391668220	261465058	66550448		13355000	56000	3928283	625800	345980589	(1448020) 45687631

平成 2 9 年 4 月 3 日

甲 府 地 方 検 察 庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書きし、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納欄には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 ただし、仮納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴 収 年 表

種 別	徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額								未 済 金 額	
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 取 納	印 紙 取 納	労 務 場 留 置 分	給 付 引 資 金 徴 収 不 能 定 額	託 計				
罰 金	件数	223	2,827	2,850	(465)	(349)		53			(814)	(1)	
	金額	514,641,000	594,403,000	1,109,044,000	454,086,000	135,826,000		22,034,000		800,000	585,000	613,331,000	178
料	件数		27	27	23	4						27	
	金額		243,000	243,000	207,000	36,000						243,000	
追 徴	件数	3	1	4	1	(2)	(2)				(4)	1	3
	金額	3,991,000	12,500	4,003,500	12,500	2,000	4,000				18,500		3,985,000
過 料	件数	※増1			(72)	(21)					(93)	(31)	
	金額	106	501	608	448	22	1			8	479	129	
没 取	件数												
	金額												
訴 訟 費 用	件数	33	85	118	(24)	(11)					(35)	(5)	
	金額	3,417,730	9,642,441	13,060,171	8,385,998	892,781	258,724			815,699	10,353,202	26	
費 用 賠 償	件数												
	金額												
民 事 納 付 金	件数												
	金額												
合 計	件数	※増1			(561)	(383)	(2)				(946)	(37)	
	金額	365	3,241	3,607	2,470	725	2	53		17	4	3,271	336
		530,419,730	621,824,941	1,152,244,671	481,099,498	137,740,781	292,724	22,034,000		2,148,699	585,000	643,898,702	508,345,969

※過料繰越件数につき、昨年度分より1件計上漏れのため、訂正として1件増額計上するもの。

平成29年 5月 9日

長野地方検察庁

徴収主任 検察事務官

- 注意
- 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書し、減額は朱書して適宜の場所にその事由を付記すること。
 - 現金取納額には、現金又は証券により取納した件数及び金額を計上すること。
 - 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。ただし、仮納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
 - 民事納付金とは、民法第303条第1項の納付金をいう。
 - 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 - 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴 収 年 表

種 別	徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額								未 済 金 額	
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 場 留 置 分	給 付 引 金 額	徴 収 不 能 定 額	託 計			
罰 金	件数	180	3,336	3,516	(306) 2,459	(151) 769		80		5	5	(457) 3,318	(1) 198
	金額	57,666,000	828,171,000	885,837,000	603,073,000	169,817,000		23,405,000		2,325,000	842,000	799,482,000	(80000) 86,375,000
料	件数	1	37	38	36	2						38	
	金額	9,000	333,000	342,000	324,000	18,000						342,000	
追 徴	件数	3	2	5	(12) 2	(7)	(1)					(20) 2	3
	金額	7,288,815	29,000	7,317,815	333,887	220,000	2,000					555,887	6,761,928
過 料	件数	49	362	411	(21) 335	(2) 25	1			7		(23) 368	(7) 43
	金額	2,922,000	11,992,000	14,914,000	11,027,000	625,000	30,000			505,000		12,187,000	(542000) 2,727,000
没 取	件数												
	金額												
訴 訟 費 用	件数	24	83	107	(26) 69	(13) 7						(39) 76	(7) 31
	金額	3,117,865	10,092,222	13,210,087	7,792,837	788,196						8,591,033	(915293) 4,619,054
費 用 賠 償	件数												
	金額												
民 事 納 付 金	件数												
	金額												
合 計	件数	257	3,820	4,077	(365) 2,901	(173) 803	(1) 1	80		12	5	(539) 3,802	(15) 275
	金額	71,003,680	850,617,222	921,620,902	622,550,724	171,478,196	32,000	23,405,000		2,830,000	842,000	821,137,920	(1547293) 100,482,982

平成 29 年 4 月 1 日

新潟地方検察庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒字し、減額は赤字して適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額額の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 ただし、仮納付金の一部納付については全額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額額には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償額に《 》を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴 収 年 表

種 別	徴 収 すべき 金 額			処 分 金 額								未 済 金 額
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 場 留 置 分	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 額	託 計			
罰 金	件 数	59	112	188	(125)	(22)					(147)	(1)
	金 額	245,748,000	81,429,000	327,177,000	43,209,000	9,638,000		7,885,000		21,390,000	25,050,000	107,172,000
料	件 数	2		2				2				2
	金 額	19,800		19,800				19,800				19,800
追 徴	件 数	175	53	228	(409)	(37)	(154)		(56)		(656)	28
	金 額	6,943,358,137	472,460,491	7,415,818,628	389,656,543	150,000	442,250		50,307,938	134,380,088	574,938,817	6,840,881,811
過 料	件 数			0								0
	金 額			0								0
設 取	件 数											
	金 額											
訴 訟 費 用	件 数	102	77	179	(228)	(26)	(45)				(299)	(30)
	金 額	14,271,280	5,998,150	20,269,430	4,624,970	1,240,141	263,480			770,648	6,899,239	13,370,181
費 用 賠 償	件 数											
	金 額											
民 事 納 付 金	件 数											
	金 額											
合 計	件 数	335	242	577	(762)	(85)	(199)		(66)		(1102)	(31)
	金 額	7,203,397,217	559,987,641	7,763,284,858	437,490,513	11,028,141	705,730	7,904,800	50,307,938	156,540,734	25,050,000	689,027,856

平成 29 年 4 月 10 日

大 阪 高 等 検 察 庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書き、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納欄には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 ただし、返納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴収年表

種別	徴収すべき金額			処 分 年 表									未 済 金 額		
	繰越分	本年度分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 役 場 留 置 分	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計				
罰 金	件数	711	35,411	36,122	(273)	(546)	(14)						(833)	(6)	
	金額	383,680,000	4,068,850,363	4,452,530,363	1,497,214,397	2,465,200,000	1,902,000	8	369			40	81	35,523	599
科 料	件数	9	337	346	46	297			1					344	2
	金額	33,900	1,423,300	1,457,200	438,900	1,009,300			3,000					1,451,200	6,000
追 徴	件数	157	24	181	(554)	(61)	(32)						(44)	(691)	145
	金額	6,187,613,925	162,774,749	6,350,388,674	32,417,549	360,000	77,000	2			4,078,052	815,614,981		852,547,582	5,497,841,092
過 料	件数	709	2,768	3,472	(168)	(49)								(217)	(369)
	金額	300,000 62,539,000	190,066,000	252,305,000	2,543	150	1					114		2,808	664
没 取	件数		4	4	4									4	
	金額		6,100,000	6,100,000	6,100,000									6,100,000	
訴 訟 費 用	件数	436	434	870	(54)	(50)							(104)	(309)	437
	金額	60,656,806	48,386,094	109,042,900	30,865,666	6,318,203	540	1				84		433	437
費 用 賠 償	件数														
	金額														
民 事 納 付 金	件数														
	金額														
合 計	件数	5 2,022	38,978	40,995	(1,049)	(706)	(46)						(44)	(1,845)	(684)
	金額	300,000 6,694,523,631	4,477,600,506	11,171,824,137	8,152	30,280	12	370			253	81		39,148	1,847

平成29年

4月

3日

大阪地方 検 察 庁

徴収主任 検 察 事 務 官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書し、減額は朱書して適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納欄には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 ただし、仮納付金の一部納付については全額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。
 7 過料繰越分欄中の朱書5件300,000円については、平成27年度調定分を減額訂正（調定抹消）したもので、外数である。
 （用紙 日本工業規格A3）

平成28年度

徴 収 年 表

種 別	徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額									未 済 金 額	
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 留 置 分	給 付 引 当 金	徴 収 不 能 額	託 計				
罰 金	件数	154	6,696	6,850	(145) 1,746	(94) 4,849	(3) 2		84		5	8	(242) 6,694	156
	金額	59,170,000	807,474,000	866,644,000	358,313,000	420,909,000	550,000	23,811,000			1,330,000	2,178,000	807,091,000	59,553,000
科 料	件数		40	40	22	18							40	
	金額		333,900	333,900	217,800	116,100							333,900	
追 徴	件数	34	8	42	(75) 3	(13) 4	(5)			(8)		1	(101) 8	34
	金額	384,445,312	29,411,000	413,856,312	1,164,758	291,885	5,000			134,000	33,848,432		36,444,075	378,412,237
過 料	件数	251	800	1,051	(198) 602	(19) 98						37	(217) 735	(141) 316
	金額	22,109,000	57,292,000	79,401,000	40,363,000	6,184,000					3,035,000		49,582,000	(11,336,000) 29,819,000
没 取	件数													
	金額													
訴 訟 費 用	件数	172	85	257	(170) 66	(17) 13					45		(187) 126	(68) 131
	金額	23,205,080	7,950,531	31,155,611	7,103,798	1,423,467					6,796,525		15,323,790	(9,258,324) 15,831,821
費 用 賠 償	件数													
	金額													
民 事 納 付 金	件数													
	金額													
合 計	件数	611	7,629	8,240	(588) 2,441	(143) 4,980	(8) 2		84	(8)	88	8	(747) 7,803	(209) 837
	金額	488,929,392	902,461,431	1,391,390,823	407,162,356	428,924,452	555,000	23,811,000		134,000	45,009,957	2,178,000	907,774,765	(20,594,324) 483,616,058

平成 29 年 5 月 1 日

京 都 地 方 検 察 庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書し、減額は朱書して適宜の箇所にその事由を付記すること。
 2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 ただし、返納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第11条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に（ ）を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴 収 年 表

種 別	徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額									未 済 金 額		
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 場 留 置 分	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託	計	計	計				
罰 金	件数	419	17,422	17,841	(261)	(244)						(505)	(1)		
	金額	133,894,000	2,212,641,000	2,346,535,000	5,855	11,415	4	248				13	17	17,552	289
科 料	件数	1	292	293										293	
	金額	3,000	1,603,600	1,606,600	900,600	706,000								1,606,600	
追 徴	件数	57	35	92	(144)	(57)	(11)						(238)		72
	金額	580,145,356	122,807,291	702,952,647	12	6	0			0		2		20	628,089,423
過 料	件数	453	2,026	2,478	(69)	(12)	(2)						(83)	(259)	468
	金額	3,000	10,291,500	42,726,900	1,645	317	5					43		2,010	(5,518,000)
没 取	件数														
	金額														
訴 訟 費 用	件数	129	202	331	(57)	(68)	(1)						(126)	(57)	120
	金額	14,115,448	20,523,737	34,639,185	151	38						22		211	(6,921,583)
費 用 賠 償	件数														
	金額														
民 事 納 付 金	件数														
	金額														
合 計	件数	1,059	19,977	21,035	(531)	(381)	(14)						(952)	(317)	949
	金額	3,000	738,449,304	2,400,302,528	3,138,748,832	1,259,149,255	916,325,937	713,000	78,109,000	936,856	85,068,778	8,560,000	2,348,862,826	(12,639,583)	789,886,006

平成29年 4月 24日

神戸地方検察庁

徴収主任 検察事務官



- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書し、減額は朱書して適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納欄には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額欄の件数には、全額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 ただし、仮納付金の一部納付については全額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民事訴訟法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。
 7 過料繰越分欄中の朱書1件3,000円については、平成25年度測定分を減額訂正したもので、外数である。

徴 収 年 表

管内総計

種 別	徴 収 す べ き 金 額			処 分 済 金 額								未 済 金 額					
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 場 留 置 処 分	給 付 資 金 へ 引 継 ぎ	徴 収 不 能 決 定	嘱 託	計						
罰 金	件数	57	3,125	3,182	(45)	1,771	(27)	1,301		42		4	11	(72)	3,129	(2)	53
	金額	35,693,000	486,131,000	521,824,000	322,555,000	166,546,000		10,719,000		935,000	6,200,000	506,955,000	(500,000)	14,869,000			
科 料	件数		19	19		15		4						19			
	金額		181,200	181,200	141,600	39,600						181,200					
追 徴	件数	12	9	21	(23)	1	(36)	6	(1)			3		(60)	10		11
	金額	49,392,352	2,133,663	51,526,015	93,000	298,000	1,000			76,000		468,000		51,058,015			
過 料	件数	93	364	457	(7)	299	(1)	51	1			14		(8)	365	(39)	92
	金額	20,000 8,592,000	22,581,000	31,173,000	19,443,000	3,311,000	40,000			574,000		23,368,000	(3,404,000)	7,805,000			
没 取	件数																
	金額																
訴 訟 費 用	件数	74	48	122	(5)	37	(13)	11				27		(18)	75	(28)	47
	金額	9,733,691	4,900,933	14,634,624	3,864,810	935,561				3,761,833		8,562,204	(3,813,102)	6,072,420			
費 用 賠 償	件数																
	金額																
民 事 納 付 金	件数																
	金額																
合 計	件数	236	3,565	3,801	(80)	2,123	(77)	1,373	(1)	1	42	48	11	(158)	3,598	(69)	203
	金額	20,000 103,411,043	515,927,796	619,338,839	346,097,410	171,130,161	41,000	10,719,000		5,346,833	6,200,000	539,534,404	(7,717,102)	79,804,435			

平成29年5月1日

奈良地方検察庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符合しない場合には、外数として増額は黒書し、減額は朱書して適宜の箇所にその事由を付記すること。
 2 現金収納欄には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額欄の件数には、全額納付(一部納付により完納された場合を含む。)されたものを計上し、一部納付のものを()を付し外数として計上すること。
 ただし、仮納付金の一部納付については全額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを()を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴 収 年 表

種 別	徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額									未 済 金 額	
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 場 留 置 分	給 付 引 金 額	資 産 金 額	徴 収 不 能 定 額	託 計			
罰 金	件数	55	2,370	2,425	(63) 1,086	(30) 1,245		52			1	5	(93) 2,389	36
	金額	14,529,000	440,070,000	454,599,000	259,011,000	166,388,000		15,310,000			500,000	2,100,000	443,309,000	11,290,000
科 料	件数	1	21	22	17	4		1					22	
	金額	9,900	197,200	207,100	158,500	38,700		9,900					207,100	
追 徴	件数	9	1	10	(39) 1	(13) 1	(4)						(58) 1	9
	金額	201,722,377	20,000	201,742,377	181,000	29,000	4,000						214,000	201,528,377
過 料	件数	108	328	436	(33) 285	65					13		(33) 383	(34) 73
	金額	3,907,000	11,503,000	15,410,000	10,963,000	882,000				536,000			12,381,000	(784,000) 3,029,000
設 取	件数													
	金額													
訴 訟 費 用	件数	21	70	91	(13) 63	(1) 6					5		(14) 74	(4) 17
	金額	2,559,367	7,033,668	9,593,035	6,362,794	437,768				372,216			7,172,778	(618,572) 2,420,257
費 用 賠 償	件数													
	金額													
民 事 納 付 金	件数													
	金額													
合 計	件数	194	2,790	2,984	(148) 1,452	(44) 1,320	(4)	53			19	5	(196) 2,849	(38) 135
	金額	222,727,644	458,823,868	681,551,512	276,676,294	167,775,488	4,000	15,319,900		1,408,216		2,100,000	463,283,878	(1,402,572) 218,267,634

平成29年 4月10日

大津地方検察庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書し、減額は朱書して適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納欄には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 ただし、仮納付金の一部納付については全額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

28年度

徴 収 年 表

種 別	徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額								未 済 金 額
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 留 置 分	捨 付 引 金	徴 収 不 能 額	託 計		
罰 金	件数	69	2,471	2,540	(31) 1,845	(14) 576		46			(45) 2,472	68
	金額	33,332,000	489,172,000	522,504,000	359,259,000	80,189,000		24,155,000		1,500,000	465,103,000	57,401,000
科 料	件数		3	3	3						3	
	金額		29,700	29,700	29,700						29,700	
追 徴	件数	14	3	17	(74) 3	(19)	(12)				(105) 3	14
	金額	93,101,599	1,642,000	94,743,599	2,869,000	106,000	21,500				2,996,500	91,747,099
過 料	件数	29	168	197	(45) 147	(10) 12				5	(55) 164	(14) 33
	金額	1,509,000	10,304,000	11,813,000	8,681,000	883,000			60,000		9,624,000	(601,000) 2,189,000
没 取	件数											
	金額											
訴 訟 費 用	件数	162	72	234	(190) 55	(24) 6				61	(214) 123	(65) 111
	金額	20,817,938	10,518,007	31,335,945	6,948,123	830,710			8,326,985	78,582	16,184,400	(8,220,044) 15,151,545
費 用 賠 償	件数											
	金額											
民 事 納 付 金	件数											
	金額											
合 計	件数	274	2,717	2,991	(340) 2,053	(67) 594	(12)	46		66	(419) 2,785	(79) 228
	金額	148,760,537	511,665,707	660,426,244	377,786,823	82,008,710	21,500	24,155,000	8,386,985	1,578,582	493,937,600	(8,821,044) 166,488,644

平成29年4月24日

和歌山地方検察庁 徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書し、減額は朱書して適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納欄には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 4 民事納付金とは、民法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

28年度

徴 収 年 表

種 別	徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額								未 済 金 額	
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 場 留 留 分	給 付 引 金 給 付 引 金 給 付 引 金	徴 収 不 能 徴 収 不 能 徴 収 不 能	託 託 託	計		
罰 金	件数	18	55	71	(40) 30	(4) 6		11		1	7	(44) 55	(1) 16
	金額	364,088,757	39,642,000	403,730,757	20,772,000	4,310,000		3,270,000		2,000,000	14,780,000	45,132,000	(788,757) 358,598,757
料	件数												
	金額												
追 徴	件数	21	2	23	(68) 2	(10) 1	1			2		(78) 6	17
	金額	341,874,563	30,000	341,704,563	846,215	50,000	30,000			1,105,000		2,031,215	339,673,348
過 料	件数												
	金額												
没 取	件数												
	金額												
訴 訟 費 用	件数	20	26	46	(17) 15	(9) 9	(3) 1			7		(29) 32	(4) 14
	金額	2,922,369	4,230,094	7,152,463	1,407,036	721,833	13,930			1,174,256		3,317,055	(701,856) 3,835,408
費 用 賠 償	件数												
	金額												
民 事 納 付 金	件数												
	金額												
合 計	件数	57	83	140	(125) 47	(23) 16	(3) 2	11		10	7	(151) 93	(5) 47
	金額	708,685,689	43,902,094	752,587,783	23,025,251	5,081,833	43,930	3,270,000		4,279,256	14,780,000	50,480,270	(1,490,613) 702,107,513

平成29年 4月 11日

名古屋高等検察庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒字し、減額は赤字して適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額額の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 ただし、仮納付金の一部納付については全額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額額には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償額に《 》を付し内数として計上すること。

平成28年度 徴 収 年 表

種 別	徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額								未 済 金 額		
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 場 留 置 分	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 額	託 計					
罰 金	件数	718	17837	18553	(451) 9730	(143) 7853	3	(3) 250			30	25	(597) 17891	(2) 682
	金額	263294000	2956094000	3219388000	1980458000	892172000	480000	80414000			30628000	7709000	2991859000	227529000
科 料	件数	1	115	116	81	54							115	1
	金額	9900	687300	697200	483900	203400							687300	9900
追 徴	件数	29	18	47	(68) 9	(2) 8	(2)				6		(72) 23	24
	金額	508984760	11682364	518667124	7509444	198260	10000				1076520		8794224	509872900
過 料	件数	108	1197	1305	(32) 1065	(14) 77	4				4		(48) 1150	(23) 155
	金額	5757000	44102500	49859500	38246500	3386000	110000				370000		42112500	7747000
没 取	件数													
	金額													
訴 訟 費 用	件数	238	283	521	(307) 248	(40) 32					44		(347) 324	(75) 197
	金額	30374135	30141025	60515160	26109911	4734843					6268591		37113145	(10254537) 23402015
費 用 賠 償	件数													
	金額													
民 事 納 付 金	件数													
	金額													
合 計	件数	1092	19450	20542	(858) 11113	(199) 8024	(2) 7	(3) 250			84	25	(1082) 19503	(100) 1039
	金額	806419795	3042707189	3849126984	2052807755	900694303	600000	80414000			38341111	7709000	3080566189	(12779537) 768560815

平成29年 4月24日

名古屋地方検察庁

徴収主任 検察事務官



- 注意
- 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒字し、減額は赤字して適宜の場所にその事由を付記すること。
 - 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 - 処分済金額額の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
ただし、返納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
 - 民事納付金とは、民法第303条第1項の納付金をいう。
 - 未済金額額には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 - 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償額に《 》を付し内数として計上すること。

28年度

徴 収 年 表

種 別	徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額								未 済 金 額
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 留 置 分	給 付 引 金 差 徴 収 不 能 額	託 計			
罰 金	件 数	149	3,570	3,719	(78) 2,361	(42) 1,138		52		6	(118) 3,557	(1) 182
	金 額	47,988,000	676,702,000	724,690,000	473,728,000	177,355,000		19,945,000		1,960,000	672,988,000	(120,000) 51,702,000
料	件 数		9	9	6	3					9	
	金 額		81,000	81,000	54,000	27,000					81,000	
追 徴	件 数	7		7	(13) 1	(4)					(17) 1	6
	金 額	241,410,300		241,410,300	646,000	40,000					686,000	240,724,300
過 料	件 数	46	360	406	(11) 308		1			6	(11) 350	(17) 56
	金 額	1,924,000	9,523,000	11,447,000	8,770,000	777,000	5,000			36,000	9,588,000	(954,000) 1,859,000
没 取	件 数											
	金 額											
訴 訟 費 用	件 数	24	66	90	(3) 60	(8) 3					(11) 66	(11) 25
	金 額	3,582,420	7,022,650	10,585,070	6,288,075	448,101				226,990	6,963,166	(2,047,839) 3,621,904
費 用 賠 償	件 数											
	金 額											
民 事 納 付 金	件 数											
	金 額											
合 計	件 数	226	4,005	4,231	(103) 2,734	(54) 1,181	1	52		14	(157) 3,982	(29) 249
	金 額	294,884,720	693,328,650	988,213,370	489,486,075	178,647,101	5,000	19,945,000		2,222,990	690,308,166	(3,121,839) 297,907,204

平成29年 4月 3日

津 地 方 検 察 庁

徴収主任 検察事務官

- 注意
- 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書し、減額は朱書して適宜の場所にその事由を付記すること。
 - 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 - 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。ただし、仮納付金の一部納付については全額納付されたものとして計上すること。
 - 民事納付金とは、民事法第303条第1項の納付金をいう。
 - 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 - 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴 収 年 表

種 別	徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額								未 済 金 額	
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 場 留 置 分	給 付 資 金 債 権 徴 収 不 能 定 額	託 計				
罰 金	件数	178	3,872	4,050	(171) 2,272	(70) 1,529	1	66		7	5	(241) 3,880	170
	金額	167,154,500	695,871,000	862,825,500	475,126,000	193,078,000	412,000	32,540,000		2,350,000	1,600,000	705,106,000	157,719,500
科 料	件数		23	23	16	7						23	
	金額		129,000	129,000	108,000	21,000						129,000	
追 徴	件数	18	4	22	(116)	(6)						(122)	20
	金額	947,757,436	320,000	948,077,436	404,000	245,000						649,000	947,428,436
過 料	件数	45	371	416	348	(3) 35				3		(3) 386	(7) 30
	金額	2,200,000	12,876,000	15,076,000	12,930,000	786,000				95,000		13,811,000	(285,000) 1,265,000
没 取	件数												
	金額												
訴 訟 費 用	件数	31	82	113	(24) 63	(5) 9				5		(29) 77	(13) 36
	金額	3,750,134	9,613,364	13,363,498	7,549,493	1,084,067				525,775		9,159,335	(1,655,855) 4,204,163
費 用 賠 償	件数												
	金額												
民 事 納 付 金	件数												
	金額												
合 計	件数	272	4,352	4,624	(311) 2,699	(84) 1,582	1	66		15	5	(395) 4,368	(20) 256
	金額	1,120,862,070	718,609,364	1,839,471,434	496,117,493	195,214,067	412,000	32,540,000		2,970,775	1,600,000	728,854,335	(1,940,855) 1,110,617,099

平成29年5月10日

岐阜地方検察庁

徴収主任 検察事務官

- 注意
- 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書し、減額は朱書して適宜の場所にその事由を付記すること。
 - 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 - 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
ただし、仮納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
 - 民事納付金とは、民事訴訟法第303条第1項の納付金をいう。
 - 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 - 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴 収 年 表

種 別	徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額								未 済 金 額	
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 場 留 置 分	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 額	託 計	計			
罰 金	件 数	39	1,956	1,995	(48) 1,030	(19) 913		(1) 19			4	(68) 1,986	29
	金 額	10,554,000	305,858,000	316,410,000	202,582,000	96,358,000		5,527,000			463,000	304,930,000	11,480,000
科 料	件 数	1	7	8	3	4						7	1
	金 額	9,000	51,000	60,000	21,000	30,000						51,000	9,000
追 徴	件 数	1		1			(2)					(2)	1
	金 額	25,000		25,000			10,000					10,000	15,000
過 料	件 数		225	225	206	18						224	1
	金 額		7,203,000	7,203,000	6,418,000	705,000						7,123,000	80,000
没 取	件 数												
	金 額												
訴 訟 費 用	件 数	28	17	45	(102) 20	(17) 4					1	(119) 25	(2) 20
	金 額	4,464,263	1,948,645	6,412,908	3,093,108	469,387					70,635	3,633,130	(429,868) 2,779,778
費 用 賠 償	件 数												
	金 額												
民 事 納 付 金	件 数												
	金 額												
合 計	件 数	69	2,205	2,274	(150) 1,259	(36) 939	(2)	(1) 19			5	(189) 2,222	(2) 52
	金 額	15,052,263	315,058,645	330,110,908	212,114,108	97,582,387	10,000	5,527,000			533,635	315,747,130	(429,868) 14,383,778

平成 29 年 5 月 18 日

福 井 地 方 検 察 庁

徴 収 主 任 検 察 事 務 官

- 注意
- 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書きし、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
 - 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 - 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
ただし、仮納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
 - 民事納付金とは、民法第303条第1項の納付金をいう。
 - 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 - 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴 収 年 表

種 別	徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額								未 済 金 額	
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 場 留 置 分	給 付 引 資 金 徴 収 不 能 定 額	託 計	計			
罰 金	件数	80	2,349	2,409	(52) 1,399	(31) 915		33		3	1	(83) 2,351	58
	金額	25,585,000	424,848,000	450,433,000	265,025,000	145,877,000		8,550,000		900,000	300,000	420,852,000	29,781,000
料 料	件数		20	20	11	9						20	
	金額		162,000	162,000	89,000	63,000						162,000	
追 徴	件数	9	4	13	(12) 1	(10) 3						(22) 4	9
	金額	16,041,446	1,072,032	17,113,478	133,778	84,032						217,810	16,895,668
過 料	件数	26	207	233	(22) 170	(3) 48	1			2		(25) 221	(8) 12
	金額	1,157,000	8,978,000	10,135,000	7,508,000	1,951,000	5,000			130,000		9,594,000	(360,000) 541,000
没 取	件数												
	金額												
訴 訟 費 用	件数	10	35	45	(1) 24	(6) 11						(7) 35	(3) 10
	金額	863,411	3,525,536	4,388,947	2,342,220	1,030,858						3,373,076	(325,193) 1,015,871
費 用 賠 償	件数												
	金額												
民 事 納 付 金	件数												
	金額												
合 計	件数	105	2,615	2,720	(87) 1,605	(50) 986	1	33		5	1	(137) 2,631	(11) 89
	金額	43,646,857	438,585,568	482,232,425	275,107,998	149,005,888	5,000	8,550,000		1,030,000	300,000	433,998,886	(685,193) 48,233,539

平成29年

5月

8日

金沢地方 検 察 庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書き、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額額の件数には、全額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 4 ただし、仮納付金の一部納付については全額納付されたものとして計上すること。
 5 民事納付金とは、民事訴訟法第303条第1項の納付金をいう。
 6 未済金額額には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 7 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償額に《 》を付し内数として計上すること。

徴 収 年 表

種 別	徴 収 すべき 金 額			処 分 金 額								未 済 金 額	
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 場 留 置 分	給 付 資 金 引 継 ぎ	徴 収 不 能 定 額	託 計			
罰 金	件 数	34	1,993	2,027	(1) 978	(28) 948		15			(29) 1,943	84	
	金 額	11,787,000	357,732,000	369,519,000	222,483,000	115,024,000		4,015,000		350,000	300,000	342,172,000	27,347,000
科 料	件 数		38	38	31	6						37	1
	金 額		338,000	338,000	279,000	54,000						333,000	3,000
追 徴	件 数					1							
	金 額												
過 料	件 数	9	192	201	151	36	2			1		190	(5) 11
	金 額	630,000	5,804,000	6,434,000	4,314,000	1,300,000	25,000			80,000		6,719,000	(480,000) 715,000
没 取	件 数												
	金 額												
訴 訟 費 用	件 数	15	29	44	22	5				5		32	(7) 12
	金 額	1,615,134	2,845,221	4,460,355	2,010,677	611,987				673,640		3,296,304	(675,688) 1,164,051
費 用 賠 償	件 数												
	金 額												
民 事 納 付 金	件 数												
	金 額												
合 計	件 数	58	2,262	2,310	(1) 1,182	(28) 995	2	15		7	1	(29) 2,202	(12) 108
	金 額	14,032,134	368,717,221	380,749,355	229,086,877	116,989,987	25,000	4,015,000		1,103,640	300,000	351,520,304	(1,155,688) 29,229,051

平成 29 年 5 月 2 日

富 山 地 方 検 察 庁

徴 収 主 任 検 察 事 務 官



- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書き、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額額の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 ただし、仮納付金の一部納付については全額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額額には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。